

議案第4号

大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案

大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(指定管理者等の文書の管理)」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「指定管理者等」に、「の管理」を「又は対象学校（指定公立国際教育学校等管理法人による大阪市立学校の管理に関する条例（平成28年大阪市条例第108号）第2条に規定する対象学校をいう。）の管理」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「指定管理者等」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付す。

附則第2項に見出しとして「(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴う地方独立行政法人大阪産業技術研究所が保有する文書等の取扱い)」を付す。

附則に次の1項を加える。

(公立大学法人大阪の設立に伴う公立大学法人大阪が保有する文書等の取扱い)

- 3 この条例の規定は、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪が保有する公立大学法人大阪府立大学（以下「府立大学」という。）の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、府立大学の役員又は職員が組織的に用いるものとして、府立大学が保有していたものについては、適用しない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第1項に見出しを付す改正規定、附則第2項に見出しを付す改正規定及び附則に1項を加える改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成31年 2 月 7 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定公立国際教育学校等管理法人による公立国際教育学校等の管理が開始されることに伴い、指定公立国際教育学校等管理法人の文書の管理に関し必要な事項を定めるとともに、公立大学法人大阪の設立に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市公文書管理条例 (抄)

(公の施設の指定管理者の文書の管理)

指定管理者等

第14条 大阪市情報公開条例 (平成13年大阪市条例第3号。以下「情報公開条例」という。) 第

34条の2 第1項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) は、この条例の趣
指定管理者等 指定管理者等

旨にのっとり、本市が設置する公の施設 (地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」とい
う。) 第244条第1項に規定する公の施設をいう。) 又は対象学校 (指定公立国際教育学校等管
理法人による大阪市立学校の管理に関する条例 (平成28年大阪市条例第108号) 第2条に規定
する対象学校をいう。) の管理に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努
めなければならない。

2 本市の機関は、指定管理者 が前項に定める措置を講ずるよう必要な指導等の実施に努めな
指定管理者等

なければならない。

附 則

(施行期日)

1 省 略

(地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴う地方独立行政法人大阪産業技術研究所が保
有する文書等の取扱い)

2 省 略

(公立大学法人大阪の設立に伴う公立大学法人大阪が保有する文書等の取扱い)

3 この条例の規定は、公立大学法人大阪の成立に伴い公立大学法人大阪が保有する公立大学法
人大阪府立大学 (以下「府立大学」という。) の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した
文書、図画及び電磁的記録であって、府立大学の役員又は職員が組織的に用いるものとして、
府立大学が保有していたものについては、適用しない。